

新潟市立五十嵐小学校

平成29年4月改訂

いじめは、児童の心や身体を傷つけます。教育を受ける権利や、人間としての生きる権利を傷つけます。命が危険になることさえもあります。

五十嵐小学校では、いじめの防止・いじめの早期発見・早期対応を、児童・教職員・学校関係者・保護者・地域が一丸となって取り組むべき重要な課題と受け止めています。

いじめをなくすため、まず日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努めていきます。

また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていきます。



いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

わたしたちは、全ての児童生徒がいじめを受けないこと、いじめを行わないことを目指すとともに、児童生徒が万一いじめを受けた場合には、迅速・適切に対処し、児童生徒が安心して生活できる状況を取り戻すために力を尽くさなければならない。

いじめの早期発見及び対処の必要性は大きい。しかし、それ以上に必要となるのはいじめの未然防止であり、その基盤となるのは児童生徒同士の良好な人間関係づくりである。

そこで、わたしたちは、法で示す基本理念に加え、次に示す新潟市の基本理念の下、いじめのない社会づくりに強い決意で取り組んでいくこととする。

【新潟市の基本理念】

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

いじめとは、法第2条において次のように規定されており、新潟市ではこの定義を踏まえていじめの防止等の取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
 - ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
 - ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
 - ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。
- 「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動に所属するなど、学校内において何らかの関係がある場合に加え、同じ塾やスポーツクラブ等に通っているなど、学校外において何らかの関係がある場合を指す。
- 「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。
- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該児童生徒の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。一見すると対等な関係の中で遊んでいるように見える場合や、主観的には些細な行為と判断されるような場合、また、行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努めることが必要である。
- 例えば、児童生徒が気になるあだ名で呼ばれていたり、プロレスごっこなどをして遊んだりふざけたりしているように見えながら、特定の児童生徒のみが技を

かけられたりしているような状況、また、物真似などを自ら行っているように見えるものの、実はやらされているような状況は、当該児童生徒がいじめとは認めなくても、いじめではないかと疑う姿勢が求められる。仲間への「おごり」についても同様である。

- 「けんか」についてはいじめとして扱わないものの、表面上「けんか」のように捉えられるものであっても、関係の児童生徒が対等な関係ではない場合など、いじめとして捉えなければならないものがあることに注意が必要である。

学校生活の中での、児童同士のトラブルは、児童の成長過程の中で日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが何よりも重要です。

五十嵐小学校では、「いじめなどの問題が発生しにくい学校風土をつくる（未然防止）」ことに力を入れていきます。

I 道徳教育等の充実

道徳教育は、「学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと」を目標としています。また、道徳の授業では「・・・各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する」ことがねらいです。

五十嵐小学校では、以下の点を重点として道徳教育に取り組んでいきます。

特に、いじめを題材とした道徳科の授業の実施します。「ふくしま道徳教育資料」（H29.3.14文部科学省事務連絡「被災児童生徒に対するいじめの状況等の確認について」参照）なども参考に、児童の実態に応じた資料を用いて実施していきます。いじめを題材として取り上げることで、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

さらに、思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努め、いじめを許さない児童を育てるよう道徳教育を充実させていきます。

Ⅱ 特別活動の充実

Ⅱ-1 学級活動

話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決も図っていきます。いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて児童間で話し合います。話し合いが有効に行われるようコミュニケーションを活性化します。そのため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用します。さらに、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身に付けるために、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用していきます。

Ⅱ-2 学校行事

五十嵐小学校は、地域と協働した学校行事が数多くあります。この行事に、児童が自ら挑戦することで、達成感や感動を味わい、人間関係もよりよく深化していきます。学校行事を通じて一人一人の児童が成長していけるよう行事を企画し、実施します。



Ⅱ-3 児童会活動

児童が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を進めます。児童会による「〇〇宣言」「いじめ防止アピール」など児童の話し合いの中から活動を考え進めていきます。

Ⅲ 早期発見のための方策

いじめは、「どの児童にも、いつでも起こり得る」ものであることを強く認識し、対応していきます。



そのために、五十嵐小学校では、以下のような方策を年間通して実践していきます。

Ⅲ-1 児童の意識・実態調査

○ 児童の「なかよしアンケート」を年6回行います。アンケート実施当日に、担任がアンケート結果を確認します。そして、対応が必要な事案については、すぐに対応を行います。

Ⅲ-2 児童理解と職員研修

- 全職員による児童理解の会を開き、気になる児童の情報を共有します。
- 年1回、講師を招いての研修会を行い、学級経営にかかわる諸問題についてアドバイスをもらい、指導に生かします。

また、全職員が休み時間や清掃指導の時間に「表情のすぐれない児童」「気になる動きや関わりをしている児童」「気になる会話や行動」などがあつたら、その場で声をかけ指導します。そして、すぐに生活指導主任、学年主任に報告、さらに校長・教頭への報告を行い組織的に対応していきます。


IV 相談体制の整備

IV-1 教育相談

- 学級担任は、「教育相談週間～おしゃべりタイム～」(年2回)に、1対1で全児童との教育相談を実施します。

IV-2 いじめの訴えがあつたときの教育相談

IV-3 いじめが発生した場合の対応例

いじめられた児童への対応例	いじめた児童への対応例
 <p>いじめられた児童への対応例</p> <p>いじめられた児童の学校生活の状況を理解し、保護教諭など誰かが必ず相談相手になること、一人で悩まないことを指導します。</p> <p>③ 児童に共感的に話を聴きます。</p> <p>④ 専門家、外部機関との連携も行っていきます。</p>	<p>いじめた児童への対応例</p> <p>① いじめられた児童の心理的、肉体的苦痛を十分に理解するまで説き、いじめは許されないことを分からせるよう指導します。</p> <p>② 何がいじめなのか、いじめの定義や内容を理解させます。</p> <p>③ いじめた児童の家庭や地域の状況、人間関係など広く児童理解を進めて丁寧に対応します。</p> <p>④ 場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応します。</p>
<p>いじめられた児童の保護者への対応例</p> <p>話し合いの機会を早急にもちます。</p> <p>② 学校が把握している事実を伝えると共に今後の指導について話し合います。</p> <p>③ 心理的な負担も考慮し、緊急的な連絡体制を学校と家庭で相談します。</p> <p>④ 学校での面談、家庭訪問を継続的に行い保護者と連携を図っていきます。</p>	<p>いじめた児童の保護者への対応例</p> <p>① 事実を正確に伝え、いじめられた児童、その保護者の気持ちを理解してもらいます。</p> <p>② いじめは、いかなる理由があっても許されないことを毅然と伝えます。</p> <p>③ 場合によっては、教育委員会、相談センター、児童相談所、警察とも連携し対応することを伝えます。</p>

両者に対して、継続的な指導を続けます。互いに理解し合い、よりよい関係を再構築できるよう全職員が指導に当たります。

周囲ではやし立てている児童への対応例	見て見ぬふりをしている児童への対応例
<p>① はやし立てる行為は、いじめと同じであることを理解させ、いじめられている児童の心理的・肉体的苦痛を理解させます。</p> <p>② はやし立てる行為を正当化する言動（「見てただけ」「自分だけじゃない」「自分はいじめてない」）は許さず毅然と指導します。</p> <p>③ 専門家、外部機関との連携も行っていきます。</p>	<p>① 見て見ぬふりをするのは、いじめに荷担することにもつながることを理解させるよう指導します。</p> <p>② 今後は、望ましい人間関係をつくっていけるよう互いの個性を尊重し、正しいことを正しいと言える勇気をもつよう繰り返し指導します。</p>

IV-4 いじめを認知した場合の指導体制

いじめが発生した場合、全職員が当事者意識をもち指導していきます。また、迅速な対応をしていくため、即刻 対応チームを組織します。

V インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

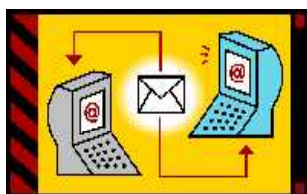
V-1 「ネット上のいじめ」とは

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコン、あるいはインターネットにつながるゲーム機を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものです。

このような「ネット上のいじめ」は、訴えがないと把握が困難です。五十嵐小学校では、こうした「ネット上のいじめ」の特徴を理解し、児童・保護者・地域や関係諸機関等からの情報を真摯に受け止め、「ネット上のいじめ」の防止、早期発見・早期対応に努めていきます。



V-2 「ネット上のいじめ」への対応



掲示板やブログ、プロフィール等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童へのケアを行うとともに、教育委員会・警察等関係諸機関と連携し被害の拡大を防ぐ取組を迅速に進めます。

V-3 「ネット上のいじめ」の発生防止

児童に、インターネット等の利用に当たり、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を計画的に行っていきます。

また、匿名であっても重大事案については関係諸機関と連携をとることにより、明白になっていくこともあることを示していきます。

VI 啓発活動と保護者・地域との連携

五十嵐小学校では、いじめへの対処方針、指導計画等の情報については、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるように努めます。



学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図っていきます。

また、実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を得るよう努めていきます。事実を隠蔽するような対応は許されないことを職員で共有しています。

Ⅶ いじめは決して許しません

いじめは決して許されないことであり、児童にとって安全・安心であるべき学校であってはならないことです。



五十嵐小学校はこれまでも、いじめの生じない学校を目指し取り組んできました。しかし、いじめが全くなかったわけではありません。これまでのいじめ問題を解決を図る中で得られた教訓を生かしつつ、一人一人の児童の健全な成長のために取り組んでいきます。

五十嵐小学校の児童がこれまで通り、心豊かで地域を愛する「ふるさと五十嵐」の心をもった子として、社会に羽ばたいていけるよう全職員で取り組んでいきます。



当校の取組（H29 改訂版）

1 「いじめの防止」に向けた取組

- いじめを題材とした道徳科の授業の実施
 - ・ 「ふくしま道徳教育資料」（H29. 3. 14文部科学省事務連絡「被災児童生徒に対するいじめの状況等の確認について」参照）なども参考に、児童の実態に応じた資料を用いて実施する。

2 「いじめの早期発見」に向けた取組

- 具体的な状況把握のための「なかよしアンケート」（年間6回）の実施
 - ・ 市の様式を参考にした別紙1の様式で実施する。
 - ・ 児童生徒が安心して記入できる環境整備と配慮のもと、実施する。
- アンケート調査の即日チェック
 - ・ 児童が記入した用紙を複数の教職員が確認する。

3 「いじめへの対処」に向けた取組

- 「校内いじめ対応ミーティング（校内委員会）」の開催
 - ・ 管理職を含む関係者（最小限の人数）で、迅速に開催する。
 - ・ 別紙2様式の用紙を用いて記録し、記録した用紙は必ず保管する。
- 記録の保管
 - ・ アンケートなどの調査用紙（原本）は児童が卒業するまで保管する。
 - ・ 調査結果をまとめた資料を別に作成し、児童の卒業後5年間保存する。
 - ・ 特に、重要度「高」の事案については、対応を含む全ての資料を確実に保管する。
- 「解消」の適切な判断
 - ・ 加害行為が相当期間なく、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - ・ 「相当期間」は3か月を目安とする。
- 重大事態につながるおそれのある事案への対応
 - ・ 予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応を協議する。

4 自殺につながる可能性がある場合の対応

- 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきへの対応
 - ・ 教育委員会へ一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。